

内閣官房各部局庶務担当者 殿

大臣官房人事課記録・調査係

「桜を見る会」招待者の推薦について

内閣総理大臣主催「桜を見る会」の開催について、下記により招待者名簿をご提出くださいますようお願いいたします。

なお、当該名簿については行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求の対象とされたことがありますので、この点を念頭に置かれた上で推薦されますようお願いいたします。

記

1 招待者の範囲

- (1) 審議会長（内閣府設置法第37条及び第54条並びに国家行政組織法第8条の審議会）
- (2) 各界功績者、 **2名**
（特殊法人及び独立行政法人の長は、各界功績者に含めてください）。

2 人選方法

- (1) 勲章受章者（平成30年春・秋叙勲で中級章以上受章者は人事課から推薦済みのため除く）
- (2) (1) 以外の者で次のいずれかに該当するもの。

- ① 災害の対応・被災者支援で貢献功労のあった者（特定非営利活動法人及びボランティア団体の者を含む）。
- ② 復興策等に関係する施策の企画に協力している者。

※人選に当たっては、OBは避けて民間人を優先し、原則として同一人が連続して招待を受けることがないようにご配慮願います。

3. 名簿様式 別添記入要領・様式のとおり（下記アドレスに電子メールで提出）

4. 提出期限 平成31年2月8日（金）12:00（期限厳守）

担当： 内閣府大臣官房人事課記録・調査係
林、望月

E-mail：g桜を見る会招待（人事課）

電話： 03-5253-2111（内線 [REDACTED]）

[REDACTED]（直通）

FAX： [REDACTED]